（東京高等検察庁検事）検事　堀内　元城
内閣法制局参事官（第一部）に併任する
（東京地方検察庁検事）検事兼
内閣法制局参事官（第一部）畑　佳秀
内閣法制局参事官（第一部）の併任を解除する
内閣法制局参事官（第四部）髙鹿　秀明
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省年金局資金運用課
長）厚生労働事務官　髙島　章好
内閣法制局参事官（第四部）に転任させる（以上
八月一日）
（東京高等検察庁検事兼総務主
幹）検事兼内閣法制局事務官　岡本　章
内閣法制局参事官（総務主幹）の併任を解除する
第一部憲法資料調査室長事務取扱を免ずる
（総務省大臣官房付）総務事務
官　戸梶　晃輔
内閣法制局事務官（総務主幹）に昇任させる
第一部憲法資料調査室長事務取扱を命ずる（以上
八月四日）
内閣法制局参事官（第一部）山田　勝士
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生
労働事務官　井上　裕介
内閣法制局参事官（第一部）に昇任させる（以上
八月五日）
内閣法制局参事官（第一部）古渡　善幸
農林水産省に出向させる
（農林水産省大臣官房政策課調
査官兼経営局金融調整課付）
農林水産事務官　宮部　大輝
内閣法制局参事官（第一部）に昇任させる（以上
八月六日）

法務省

検事兼法務事務官　清水　萌
令和八年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員に併
任する
併任の期間は令和八年十二月二十五日までとする
同　清水　萌
令和八年度司法書士試験委員に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする
同　清水　萌
令和八年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする
（以上八月三日）

○定年退官
山口区検察庁副検事永見義人は、検察庁法第二
十二条第一項の規定により八月四日限り定年退官

財務省

（東北財務局長）財務事務官　神谷　隆
大臣官房政策立案総括審議官を命ずる
（大臣官房会計課長）同　小平　武史
大臣官房公文書監理官を命ずる
（大臣官房参事官）同　渡邉　和紀
（大臣官房付）同　菅野　裕人
大臣官房審議官を命ずる（各通）
（同）同　高田　英樹
大臣官房参事官を命ずる
兼ねて大臣官房審議官を命ずる
（国際局局付）同　木原　大策
大臣官房参事官を命ずる
（内閣官房内閣審議官）内閣事
務官　関口　祐司
財務事務官に任命する
大臣官房審議官を命ずる
（大臣官房参事官兼大臣官房審
議官）財務事務官　中澤　正彦
横浜税関長を命ずる
大臣官房審議官兼務を免ずる
（大臣官房政策立案総括審議官
兼大臣官房審議官）同　湯下　敦史
内閣官房に出向させる
大臣官房審議官兼務を免ずる
（大臣官房審議官）同　渡辺　公徳
内閣官房に出向させる
（大臣官房公文書監理官）同　坂本　成範
復興庁に出向させる（以上八月一日）
（財務省関税局監視課長）財務
事務官　松田　真吾
（財務省関税局業務課長）同　中西　佳子
（経済産業省貿易経済安全保障
局貿易管理部貿易管理課長）
経済産業事務官　安倍　暢宏
第六十回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）
（財務省大臣官房付）財務事務
官　野田　恒平
（神戸税関長）同　井田　直樹
第六十回通関士試験試験委員の委嘱を解除する
（各通）（以上八月四日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　家令　和典
松戸簡易裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局審議官　坂口　亨
最高裁判所第一小法廷首席書
記官　有井　広光
最高裁判所第三小法廷首席書
記官　荒木　健二
最高裁判所訟廷首席書記官　早川　太
水戸地方裁判所事務局長　大沼　剛
千葉家庭裁判所事務局長　寺澤　英記
大阪高等裁判所刑事首席書記
官　安達　正広
名古屋高等裁判所刑事首席書
記官　南出　良仁
福岡高等裁判所事務局次長　花守　英二
宮崎地方裁判所事務局長兼宮
崎家庭裁判所事務局長　岩切　一恭
仙台高等裁判所事務局次長　高橋　慎也
札幌高等裁判所民事首席書記
官　堤　秀喜
高松高等裁判所事務局次長　白神　純一
辞職（各通）（以上七月三十日）
広島高等裁判所民事首席書記
官　冨永　正雄
辞職（七月三十一日）
○定年退官
判事兼簡易裁判所判事岡田健は七月二十九日限
り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる
簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事羽生康博は七月二十九日限り定
年退官
○任期終了退官
簡易裁判所判事内藤智機は七月三十一日限り任
期終了

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年八月七日　近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
彦根市高宮町字南木瓜原一六一二番一から同市高宮町字樋ノ詰一七〇五番二まで	
東近江市五個荘簗瀬町字上川原一一番四地内	
近江八幡市馬淵町字道南一七三八番地内	

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和八年八月二十八日
(七) 図面縦覧場所
近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所